

医政地発 0927 第 3 号  
令和 4 年 9 月 27 日

各 { 都 道 府 県  
保健所設置市  
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長  
（ 公 印 省 略 ）

「診療用放射線照射器具を永久的に挿入された患者の退出及び挿入後の線源の  
取扱いについて」の改正について

今般、「診療用放射線照射器具を永久的に挿入された患者の退出及び挿入後の線源の取扱いについて」（平成 30 年 7 月 10 日付け医政地発 0710 第 1 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）別添「診療用放射線照射器具を永久的に挿入された患者の退出及び挿入後の線源の取扱いに関する指針」を別紙の通り改正することとしました。貴職におかれてはこれを御了知いただくとともに、関係団体及び管下医療機関に周知方お願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言であることを申し添えます。

[別紙]

- 「診療用放射線照射器具を永久的に挿入された患者の退出及び挿入後の線源の取扱いについて」(平成 30 年 7 月 10 日 付け医政地発 0710 第 1 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知) 別添「診療用放射線照射器具を永久的に挿入された患者の退出及び挿入後の線源の取扱いに関する指針」新旧対照表

(下線は改正部分)

改正後	改正前
<p>3 退出基準 (略)</p> <p>3-2 診療用放射線照射器具を挿入された後の線源の取扱い (略)</p> <p>表 2 (略)</p> <p>(1)、(2)の患者の入院は、診療放射線従事者等の被ばく防止の観点から、医療法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下「規則」という。)第 30 条の 14 の 3 第 1 項第 5 号における管理区域内で行うこと。また、当該患者が 3-1 における診療用放射線照射器具使用室又は放射線治療病室等からの退出基準を満たし、一般病室に入院させる場合においては、<u>「病院又は診療所における診療用放射線の取扱いについて」(平成 31 年 3 月 15 日付け医政発 0315 号第 4 号厚生労働省医政局長通知)</u>に基づき一般病室を一時的な管理区域とすること。</p> <p>患者を退出させる際には、必要に応じて迅速に連絡がとれるよう、当該患者の連絡先を記録し、退出後少なくとも 1 年は保存す</p>	<p>3 退出基準 (略)</p> <p>3-2 診療用放射線照射器具を挿入された後の線源の取扱い (略)</p> <p>表 2 (略)</p> <p>(1)、(2)の患者の入院は、診療放射線従事者等の被ばく防止の観点から、医療法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下「規則」という。)第 30 条の 14 の 3 第 1 項第 5 号における管理区域内で行うこと。また、当該患者が 3-1 における診療用放射線照射器具使用室又は放射線治療病室等からの退出基準を満たし、一般病室に入院させる場合においては、<u>「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について」(平成 13 年 3 月 12 日付け医薬発 188 号厚生労働省医薬局長通知)</u>に基づき一般病室を一時的な管理区域とすること。</p> <p>患者を退出させる際には、必要に応じて迅速に連絡がとれるよう、当該患者の連絡先を記録し、退出後少なくとも 1 年は保存す</p>

ること。患者を退出させた後一定期間内<sup>(注4)</sup>に、挿入された線源が脱落し、又は当該患者が死亡した場合は、脱落線源を提出させ、又は線源摘出のための剖検の手配を行う等、早急に線源を回収するための手続きを行うこと。回収された線源は、規則第 30 条の 23 第 2 項に基づき、診療用放射線照射器具の入手及び廃棄として記帳した上で、規則第 30 条の 11 に定める医療用放射性汚染物として廃棄施設において廃棄するか、規則第 30 条の 14 の 2 第 1 項の規定に基づき廃棄の委託をすること。なお、廃棄又は廃棄の委託に当たっては、当該線源は、その他の診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物と分別して管理すること。

ること。患者を退出させた後一定期間内<sup>(注4)</sup>に、挿入された線源が脱落し、又は当該患者が死亡した場合は、脱落線源を提出させ、又は線源摘出のための剖検の手配を行う等、早急に線源を回収するための手続きを行うこと。回収された線源は、規則第 30 条の 23 第 2 項に基づき、診療用放射線照射器具の入手及び廃棄として記帳した上で、規則第 30 条の 11 に定める医療用放射性汚染物として廃棄施設において廃棄するか、規則第 30 条の 14 の 2 第 1 項の規定に基づき廃棄の委託をすること。なお、廃棄又は廃棄の委託に当たっては、当該線源は、その他の診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物と分別して管理すること。